

私は、日本共産党市議団を代表して、議案第120号 一般会計補正予算、議案第129号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第130号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第138号 水道事業給水条例の一部改正について、以上4議案に反対の討論を行います。

まず、補正予算です。この中には、一般財産管理費として、鳥取砂丘西側にある市有地「旧砂丘荘・旧青年の家跡地」の測量及び鑑定費用が含まれています。それは、ホテル誘致に向けた公募型プロポーザルの募集を11月に行うため、すでに予算の流用で、土地の測量及び鑑定の作業は進められているところです。

この「旧砂丘荘・旧青年の家跡地」については、平成19年4月、本市により定期借地型提案募集が実施され、大阪のホテル業者による開発が決定されましたが、その後、サブプライムローン問題により、その計画は白紙撤回となり、未利用のまま現在に至っています。中核市移行に伴う包括外部監査において、未利用不動産の利活用が指摘をされたことも承知しています。市民の財産である市有地の測量や鑑定をすることは大事なことだとも思います。でも、だからといって、アッパーミドルクラス、いわゆる中流階級の上位層ということのようですが、そのようなリゾートホテルの誘致という土地利活用の方向性には疑問があります。よって、ホテル誘致に係る作業の一環である「旧砂丘荘・旧青年の家跡地」の測量・鑑定費用には反対です。

次に、議案第129号についてです。これは、2017年、地方公務員法及び地方自治法の改正により、来年4月から、自治体の非正規職員に会計年度任用職員制度が導入されるため、新たに条例をつくるものです。会計年度任用職員の勤務は、フルタイムと週35時間、週30時間などの短時間勤務とに区分されていますが、本市の運用では、すべて短時間勤務ということですが。総務企画委員会での質疑では、現在、フルタイムの臨時で働いている事務補助の職員、保育士、調理員の130名ほどの方々が、会計年度任用職員となった場合は、短時間勤務になることがわかりました。また、福祉保健委員会での説明において、保育現場のフルタイムの臨時の看護師も短時間勤務になることがわかりました。会計年度任用職員制度では、期末手当が支給できるようになるため、短時間勤務になっても、年収としては今よりも増えますが、毎月の給与では減

る人も出てきます。そもそも、国の法改正では、非正規職員の処遇の改善が強調されています。私が6月議会に行った一般質問でも、市長は処遇の改善に資すると答弁されています。処遇の改善というのであれば、少なくとも現在、フルタイムで働いている人はフルタイムの会計年度任用職員にするべきではないでしょうか。条例に対する説明において、処遇が後退することがわかった以上、賛成できません。

議案第130号についても、会計年度任用職員に関係する条例改正があり、賛成できません。

最後は、議案第138号です。これは、水道の給水装置工事の設計審査及び工事検査の手数料の改定です。圧倒的に利用者の多い口径20mm以下の工事で、両手数料の合計が、2,300円から4,000円へと約1.7倍の改定となっています。一つの家庭で、何度も発生する費用ではありませんが、受益者負担ということで市民の負担増となるものです。20年間ほど改定しておらず、国のガイドラインを参考に見直したということですが、給水装置の工事件数は、年間1,000件ほど、手数料改定による増収は約200万円です。改定せずに、現状のまま据え置くことは可能だと考えます。

以上の理由を述べて、反対討論とします。